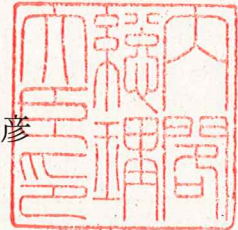




府益担第4308号
平成24年 3月22日

社団法人日本テニス事業協会
雑賀 昇 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



認 定 書

平成23年10月28日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

1. 法人コード：A012720
2. 法人の名称：社団法人日本テニス事業協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本テニス事業協会
4. 代表者の氏名：雑賀 昇
5. 主たる事務所の所在場所：東京都新宿区西新宿一丁目8番3号
6. 公益目的事業
 - (1) テニス事業に関する調査及び研究
 - (2) テニス事業に関する優秀な経営者並びに管理者の養成及び資格認定
 - (3) テニス事業に関するセミナー、研修会等の開催
 - (4) テニス事業に関する普及及び啓発
 - (5) テニス事業に関する苦情処理等
 - (6) テニス事業に関する内外関係機関等との交流、協力及び支援
7. 収益事業等
 - (1) テニス事業に関する各種商品・サービスの販売及び斡旋事業
 - (2) 指定管理事業
 - (3) 会員向け事業
8. 旧主務官庁の名称：経済産業省